

★市からのお知らせ

募集

野外映画イベント
企画・運営団体募集

市では、東村山に愛着や好感を持つ「東村山ファン」を増やすために、シテイプロモーションを推進しています。その一環として、東村山市への来訪促進、愛着の醸成を目的に、市内の公園等で映画を上映するイベントを計画しています。同イベントを市と共催で企画・運営する市民団体を募集しますので、ぜひご応募ください。

※詳細はHPをご覧ください。
※イベントに係る費用は市が補助します。
問都市マーケティング課

地域猫活動登録団体の募集

「地域猫活動」は地域住民やボランティアグループなどが地域の理解のもと、地域に住みつけた飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、その猫たちが命を全うするまで、その地域住民が主体的に見守る活動です。

市は、これらの活動を行う団体への支援と「地域猫活動」の普及、啓発を行っています。登録を希望するかたは事前に電話連絡のうえ、お申し込みください。

市内で「地域猫活動」に取り組む団体、又は2名以上の成人で構成されているグループ
支援内容
○飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部補助（不妊は上限5千円、去勢は上限3千円）

必要事項「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」・特記事項(詳細は最終面参照)

○捕獲器の貸し出し
○「地域猫活動」を始めるためのガイドブック、PR用のチラシの配布
申請環境・住宅課(北庁舎1階)へ
※詳細はHPをご覧ください。お問い合わせください。

動物の虐待等は犯罪です

犬や猫などの愛護動物に対する殺傷や虐待、遺棄を行うと次の罰が科せられます。
○愛護動物を殺し傷つけた者
懲役2年以下又は20万円以下の罰金
○愛護動物に虐待を行った者
100万円以下の罰金
○愛護動物を遺棄した者
100万円以下の罰金

猫の飼い方

○最後まで責任を持って飼いまししょう。
○屋内で飼いまししょう。
○望まない繁殖をしないように不妊・去勢手術をしまししょう。
○首輪等をつけ、自分の猫とわかるようにしまししょう。
問地域猫活動環境・住宅課、猫の飼い方健康増進課

市政運営

平成29年度
第1回東村山市
総合教育会議の開催

総合教育会議とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、市長と教育委員会で構成される会議です。市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、市の教育課題および目指す姿などを共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していきます。

※今後の会議の開催については市ホームページのみでのご案内となります。
日5月2日(火)午前9時～10時20分

場いきいきプラザ3階「マルチメディアホール」
議題
①平成29年度総合教育会議の進め方について
②今年度取り扱う教育の諸課題の選定について
③その他
傍聴
人先着10名
問企画政策課

補助・貸付

児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額の改正

国の政令改正により、4月から児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の各手当額が左表のとおり改定されました。
※改定に伴う受給者宛ての証

手当の種類	手当額(月額)		担当課
	従来	改定後(平成29年4月以降)	
児童扶養手当	全部支給 42,330円	全部支給 42,290円	子ども総務課
	一部支給 42,320円～9,990円	一部支給 42,280円～9,980円	
特別児童扶養手当	1級 51,500円	1級 51,450円	障害支援課
	2級 34,300円	2級 34,270円	
特別障害者手当	26,830円	26,810円	障害支援課
障害児福祉手当	14,600円	14,580円	
経過的福祉手当			

くらし

「公共施設再生計画」出張講座

高度経済成長期に整備された多くの公共施設が老朽化する中で、「公共施設の更新問題」が重要な課題になっていきます。そこで、将来世代に安心・安心な公共施設へ再生を引き継いでいけるよう「東村山市公共施設再生計画基本計画」の取り組みを進めるため、出張講座を行っています。当講座では、市職員が「いつでも、どこへでも」伺い、ざつぱらにお話しします。地域の集会所や市民サークル、団体の会合等で、ぜひお申し込みください。

人原則5名以上
場市内の希望する場所
※会場はご用意ください。
申希望日の2週間前までに、電話又はEメールで施設再生推進課(saisei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp)へ
※詳細はHPをご覧ください。
問施設再生推進課

公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づく届け出・申し出制度

都や市などが必要な道路・公園など、都市の健全な整備を促進するために、公有地の拡大の推進に関する法律に定められた「土地の先買い制度」があります。

公拡法第4条(有償譲渡の届け出)

市内の土地を有償で譲渡しようとするときに、次の要件のいずれかに該当する場合は、

譲渡の3週間前までにその旨を市長に届け出る必要があります。

届け出要件

- ①都市計画施設等の区域内の土地
200㎡以上
- ②生産緑地区域内の土地
200㎡以上
- ③①・②以外の市街化区域内の土地
5千㎡以上

公拡法第5条(買い取り希望の申し出)

市内の一定規模以上の土地について地方公共団体による買い取りを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることができます。

対象となる土地・面積
○都市計画施設の区域内又は

都市計画区域内の土地のうち、市街化区域の土地100㎡以上
問用地課

国保・年金

国民年金保険料「学生納付特例制度」をご存じですか

学生は前年の所得が一定額(原則として118万円)以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます。申請を行わず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害が残ったときに障害年金が受給できなくなる場合があります。

承認を受けた期間中は、本来の納付期限から10年以内で

あれば、経過期間に応じて一定の金額を加算した保険料をあとから納付する追納制度が利用できます。なお、申請が承認された場合、老齢基礎年金の受給資格には算入されますが、追納制度による納付がない場合は年金額に反映されませんのでご注意ください。

人大学・短大・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校(対象外もあり)、夜間部課程、通信制課程等の学生
※海外の大学は対象外です。
申請に必要なもの年金手帳、学生証、印鑑
※申請は毎年度必要です。
申問武蔵野年金事務所(☎0422・56・1411)又は市・保険年金課へ

市長による「東村山市イクメイヤー・ケアメイヤー宣言」

4月1日付けで渡部尚市長は、「イクボス・ケアボス宣言」を市民の皆さんにも対象を拡大した「イクメイヤー・ケアメイヤー宣言」を行いました。全文は以下の通りです。(メイヤーとは、「市長」の意味です) 問人事課

東村山市イクメイヤー・ケアメイヤー宣言(東村山市子育て・介護応援宣言)全文

私は、我が国が人口減少、少子高齢化社会を迎え、同時に家族のあり方も変化するなか、子育てや介護を抱えながら社会生活を送る方々を社会全体で支援する必要性が高まっていることに思いを至し、東村山市長として、改めて、育児や介護を担う方々を自ら率先して応援し支援するイクメイヤー・ケアメイヤーとなることを宣言します。私は、育児や介護を抱えるすべての方にとって、東村山市がより暮らしやすく、より働きやすいまちとなるよう、子育てや介護を支援する施策の充実に全力を挙げて取り組みます。

護に係る多様なニーズを踏まえ、必要な政策の実現に努めます。
2. 待機児童の解消や健康寿命の延伸など、子育てや介護を支援するための環境整備や施策のさらなる充実に努めます。
3. 市職員に対しては、育児休業・部分休業や介護休暇・介護時間など育児や介護を支援するための制度を周知し、利用促進に努めます。また、職員の私生活と仕事の両立が的確に図られるよう、定時退庁の取組を促進するとともに、業務のより一層の効率化を進め、時間外勤務の縮減に努めます。



渡部尚市長と宣言文

また、市政推進の原動力となる市職員が、子育てや介護を行う期間においても、職場でいきいきと仕事をするとともに、家庭での生活においても充実した時間を過ごすことができるよう、より働きやすい職場環境の実現に努めます。
1. 子育てや介護を担う様々な世代の、一人ひとりの声に真摯に耳を傾け、育児や介